

特定計量制度の不適切事案への対応について

2024年8月9日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 2020年の電気事業法改正において、分散型リソースの活用促進に向けた環境整備として電気計量制度の合理化を図る措置「特定計量制度」が制定された。
- 当該制度は事前取引の内容等を届け出た事業者に対し、用いる計量器の精度の確保や需要家への説明等を求めたうえで、その届け出た取引に対しては、計量法の規定について一部を適用除外とする制度である。
- これにより、事前に届出を行い、一定の基準を満たすことで、パワーコンディショナー（以下、「PCS」という）やEV充電器等計量法に基づく検定を受けていない計器により計量した電力量を取引等に活用できるようになった。
- しかしながら、今般、特定計量制度について、不適切事案が発覚したため、類似事案の防止及び業界・需要家に対し周知・情報提供を行う観点から当該事案についてご報告するとともに、今後の対応について御議論いただきたい、

電気計量制度の合理化（特定計量制度）

第1回 特定計量制度及び差分計量に係る
検討委員会（2020.9.4）資料2より抜粋

- 計量制度の合理化の観点から、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引に限り、
 - 事前に届出を行なったアグリゲーター等の事業者等に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要家を保護する観点から、用いる計量器の精度の確保や需要家への説明を求め、
 - その届け出た取引等に対しては、計量法の規定について適用除外とする制度。

第2回 持続可能な電力システム構築小委員会
（令和元年11月20日）資料1より抜粋

● 太陽光発電を柔軟に取引可能とする

- ・太陽光発電を設置している家庭において、パワーコンディショナーによる計量値を用いた取引を可能に。
- ・太陽光発電の電気を、自分が売りたい事業者に対して、様々な価格で販売できることが期待される。

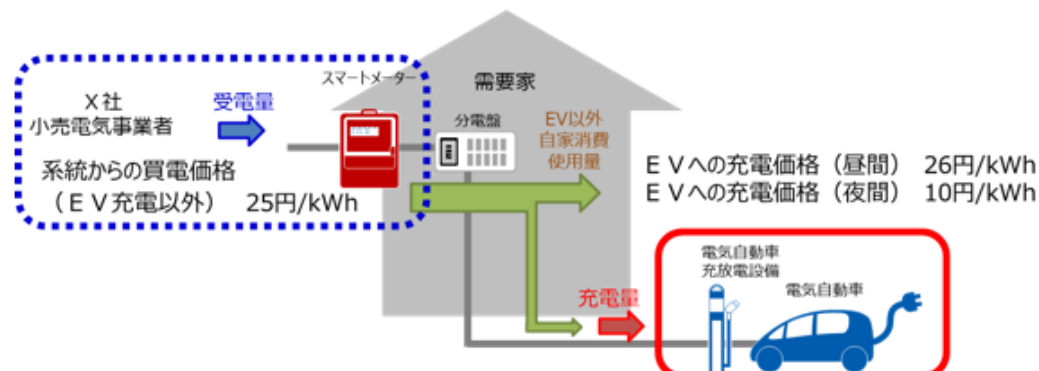
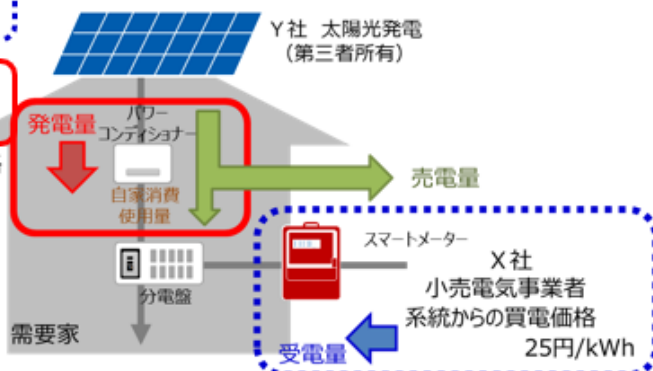
● EVを蓄電池として柔軟に取引可能とする

- ・EV充電設備を設置している家庭において、そのEV充電設備による計量値を用いた取引を可能に。
- ・EVを蓄電池として、市場価格が高いときに電気を売り、安いときに電気を買うといったサービスの出現が期待される。

従来の電気計
量制度を適用

新たな電気計
量制度を適用

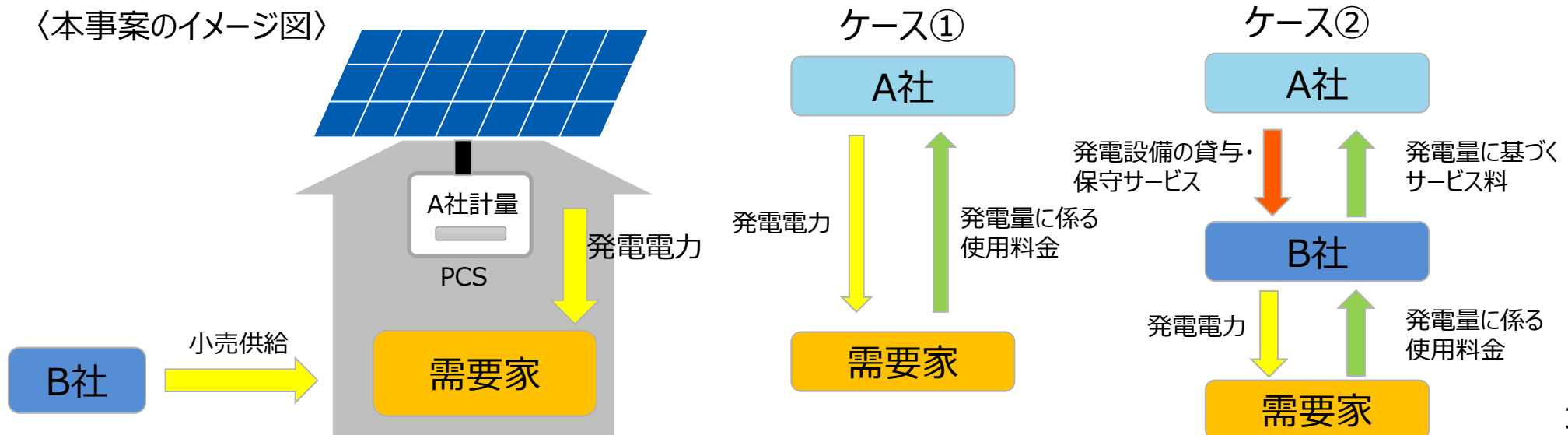
太陽光発電の買電価格
20円/kWh



特定計量制度の不適切事案について

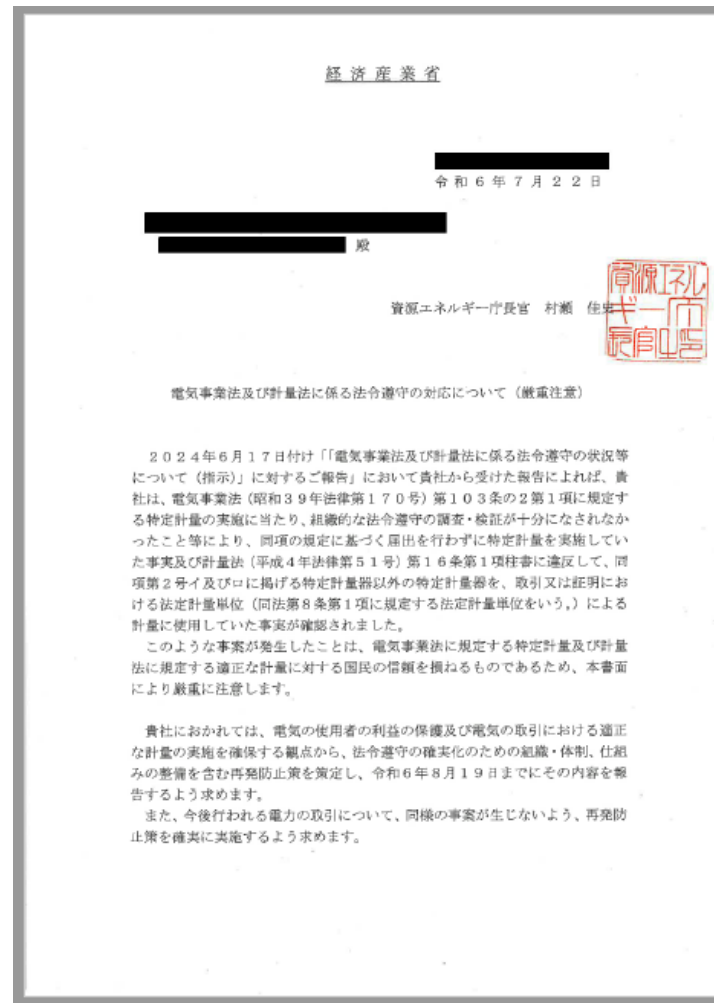
- 違反事業者（A社）において、電気事業法第103条の2第1項の規定に基づく特定計量の届出をせずに、PCSで計量した太陽光発電設備の発電量の値を用いて、需要家とのオンサイトPPA契約に基づく電気の取引を実施している事案（ケース①）が発覚した。
- またA社が、自社が太陽光発電設備の保守・運用に係るサポートサービスを提供している顧客B社（小売電気事業及びオンサイトPPA事業を実施）に対し、A社のPCSを使用すれば特定計量の届出が不要であると誤認させる説明を行った結果、B社においても、A社と同様に特定計量の届出をせずに需要家と電気の取引が行われている状況（ケース②）も発覚した。
- これらのケースについて、A社及びB社は電気事業法第103条の2第1項に基づく届け出を行わないことにより、計量法の適用が除外されず、計量法第16条第1項柱書に違反して、検定証印が付されていない特定計量器を、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用しており、電気事業法及び計量法に違反している状態にある。

〈本事案のイメージ図〉



発生した事案への対応①（厳重注意）

- 今般発覚した一連の事案は電気事業法に規定する特定計量及び計量法に規定する適正な計量に対する国民の信頼を損ねるものであることから、以下のとおり**A社に対して****厳重注意**を実施した。



発生した事案への対応②（届出者の公表）

- 今回の事案を踏まえ、需要家を不適切な計量による取引から保護する観点から、需要家が無届けで特定計量を実施している者を認知できるよう、今後はエネ庁HPにおいて届出者の情報を公表する※こととしたい。
- ただし、取引相手や計量に使用する計器等の取引の内容を公表することは、公表情報に法人等のノウハウを含む可能性があり、取引を行う法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する懸念があることから、公表する事項は、届出者の事業者名又は氏名、住所、連絡先、届出日としたい。

※既存の届出者を含む

特定計量制度に係る手続きについての周知

- なお、特定計量制度については、電気事業法第103条の2第1項に基づく特定計量の届出に加え、届出内容等の変更があった場合の届出や年報の提出が義務付けられている。今回の事案も踏まえ、これらについても届出制度利用者等へ周知していく。

① 電気事業法第103条の2第1項に基づく変更届出

- ✓ 同項各号の内容を変更する場合は、変更の予定年月日の10日前まで、特定計量に使用する電気計器の型名を追加使用とする場合は、変更の予定年月日の30日前までに届出が必要となる。

② 電気関係報告規則第2条に基づく特定計量関係取引年報

- ✓ 毎年5月末日までに前年度の特定計量に係る取引件数等の報告が必要となる。

※特定計量制度に関し、事業者に対応が求められる内容等については「特定計量制度に係るガイドライン」において詳細を示している。

（参考） 関連条文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（特定計量の届出等）

第百三条の二 電力の取引又は証明（計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。）にお
ける法定計量単位（同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。）による計量（同法第二条第一項に規定する計量 をいう。）であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下この条、第百十一条第四項及び第百十七条の六において「特定計量」という。）をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

一～六 （略）

2～3 （略）

4 計量法第十六条第一項及び第四十条から第四十八条までの規定は、第一項の規定による届出に係る特定計量に使用される電気計器については、適用しない。

○計量法（平成4年法律第51号）（抄）

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2～3 （略）

(参考) 関連条文

○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（抄）

（特定計量をする者に係る基準）

第三百三十二条の十九 **特定計量に係る取引又は証明をしようとする者は、その相手方に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項**

（その内容を変更しようとする場合にあっては、当該変更しようとする事項に限る。）**について説明を行うこととする。**ただし、第十一号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、特定計量をする者が、特定計量に係る取引又は証明の媒介、取次ぎ又は代理（以下この号において「媒介等」という。）を業として行う者（以下この号において「媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一 **当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の氏名又は名称**

二 当該媒介業者等が当該特定計量に係る取引又は証明の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び当該媒介業者等の氏名又は名称

三 **検定証印等が付されているもの（検定証印等の有効期間を経過していないものに限る。）を使用する計量ではなく、電気事業法第百三条の二第一項に規定する特定計量をする旨**

四 特定計量をする電力量その他の物象の状態の量の種類

五 使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、型名、製造番号その他使用する電気計器を特定するために必要な事項

六 前条第一号の誤差の範囲並びに当該誤差の範囲が計量法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超える場合にはその旨及びその誤差が電力の取引又は証明に及ぼす影響（軽微なものを除く。）

七 前条第三号の機能の概要

八 前条第六号の検査を行った者の名称

九 前条第七号の措置

十 **当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の電話番号、電子メールアドレス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯**

十一 媒介業者等が、当該特定計量に係る取引又は証明の媒介等を行う場合にあっては、当該媒介業者等の電話番号、電子メールアドレス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

十二 適正な計量の実施の確保のために特定計量に係る取引又は証明の相手方が遵守し、又は留意すべき事項があるときは、その内容

十三 電気計器の工事、維持及び運用に関する費用、その位置で計量をすることにより発生する費用の負担その他の特定計量に係る取引又は証明の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十四 特定計量に係る取引又は証明の実施期間

十五 その他その特定計量をするに当たり必要な事項

(参考) 関連条文

○電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）（抄）

（定期報告）

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告者名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一～十二（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十三 特定計量関係取引 年報	法第百三条の二第一項の特定計量をする者	様式第十二の六	五月末日	経済産業大臣